

産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会  
IT 利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第 13 回）  
議事要旨

日時：令和 5 年 6 月 21 日（水曜日）15：00～17：00

場所：オンライン開催

**出席者**

委員

角座長、角田委員、横山委員、稲益委員、宮澤委員、神前委員

準則起草者

市川弁護士、生野弁護士、辻巻弁護士、高木弁護士、殿村弁護士、増田弁護士、山根弁護士

オブザーバ

消費者庁取引対策課、消費者庁消費者政策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室、文化庁著作権課

事務局（情報経済課）

須賀課長、橘企画官、國澤課長補佐、飯野調整官、近藤係長

**議題**

1. 開会
2. 討議  
「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について
3. 今後の予定
4. 閉会

**議事概要**

**1. 開会**

IT 利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から資料 2 を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

**2. 討議**

- (1) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について  
事務局から資料 3 から資料 4-2 までを用いて説明を行った。

- ・令和 4 年度は、デジタルプラットフォーム WG と暗号資産 WG とで検討を行い、デジタルプラットフォームにおける約定解除権の行使や NFT（Non-Fungible Token）をめぐる法律関係に関する論点について、新規項目追加に向けた検討を行う他、前回改訂時以降に施行された新規法令や改正法令を踏まえた検討を実施した。

これをうけて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

#### デジタルプラットフォームにおける約定解除権の行使について

- ・プラットフォームの出店契約にどの様に信頼関係破壊の法理が適用されるかについて、論理的説明をより明確にする必要があるのではないか。
- ・プラットフォームの出店契約において、契約違反には当たらないが、解除せざるを得ないというのはどういう具体例が考えられるのか。

#### NFT (Non-Fungible Token) をめぐる法律関係について

- ・トークンの私法上の位置づけについて、既存の暗号資産に関する項目においては、物権の客体になることはないと記載されているが、新規追加項目である NFT に関する項目における記載と平凡を揃え、物的支配に関する取扱いについて様々な学説上の議論もある旨追記することも検討すべきではないか。
- ・「著作権者でない者が発行するアート NFT は違法複製物である」という記載は、著作権者でなくとも、著作権者から許諾を得ている場合は違法な複製物にはならないため、ミスリードではないか。

#### 国境を越えた取引等に関する論点（IV章）について

- ・民訴条約 10 条（a）に関する記載があるが、送達条約の誤りではないか。また、送達条約 10 条（a）については、近年日本は拒否宣言をしており、記載の見直しが必要ではないか。
- ・民訴法 118 条 3 号前段に関し、この条項に基づく審査は極めて限定的である旨の記載があり、このように厳格に考える立場もあるが、そうではない立場の方がかなり有力になってきており、記載の見直しを検討する必要があるのではないか。

#### **問合せ先**

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-0397

FAX：03-3501-6639